

学校等教育施設建設委員会規程

昭和28年6月18日教育委員会訓令第2号

改正

昭和33年9月14日訓令第2号

学校等教育施設建設委員会規程

第1条 大船渡市教育委員会所管に属する、学校等教育施設建設工事の円滑な運営を、はかるために、その建設工事単位ごとの建設委員会を設置する。

第2条 建設委員会は、次の事項について教育委員会の諮問に応じ並びに意見を具申するものとする。

- (1) 建設工事について
- (2) 教育施設について

第3条 委員は、教育長の推選により教育委員会が委嘱し、20名内外とする。ただし任期は、建設工事一切完了するまでとする。

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名、副会長2名
- 2 会長、副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、会務を統理し、副会長は、会長を補佐する。

第5条 委員会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもつて決する。

第6条 本会に書記を置き、会長が任免する。

- 2 書記は、会長の命を受け本会の庶務会計に当たる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。